

# 子ども主体の養子里親制度に関する研究

— 国連子どもの権利条約を基盤に据えた社会的養護の実現をめざして —

川名はつ子 1)、中川友生 2)、谷沢英夫 3)

1) 早稲田大学人間科学学術院、2) 早稲田大学文学研究科博士課程、3) 早稲田大学人間総合研究センター

## <要 旨>

### 早稲田大学里親研究会（里親研）の歩みと、子どもの権利条約の普及啓発プロジェクト

里親研は 2005 年の発足以来、毎月の定例会で学生メンバーによるライフストーリーワークの研究等の学内活動の成果を学外に発信すると同時に、里親子・養親子、研究者などからの話題提供を受けて日本の家庭養護不振の要因について検討し挽回を期してきた。本研究では 2006～2017 年の定例会報告書から里親研の 10 余年の活動内容をたどり、川名研究室の HP に掲載した。折しも、スウェーデンで研修に用いられて効果をあげたブックレットのイラスト使用权を入手することができたので、申請時の研究計画を大幅に変更し、「絵本から見る子どもの権利～スウェーデンの画家からの贈り物～」の全国巡回展覧会を開始するとともに、絵本『はじめまして、子どもの権利条約』を刊行し、その読後の効果を評価することとして子どもの権利条約の普及啓発プロセスを研究対象とするアクションリサーチに取りかかった。その概要を以下に報告する。

## <キーワード>

子どもの権利基盤型社会的養護、里親養育、スウェーデンの子育て、イラスト展、絵本

### 【 I . 早稲田大学里親研究会 10 余年の歩み】

#### 1. はじめに

わが国では親元で育つことができないため社会的養護に委ねられる「要保護児童」46,000 人のうち、8 割余りが施設養護に委ねられて、家庭養育は 2 割に届いておらず（厚労省、2014）、先進諸国の 5～9 割に比べ甚だ不振のままである。

早稲田大学里親研究会は、2005 年の創立以来 10 年余り、この割合を逆転させること

をめざして活動してきたが、道標ははるかに遠いままである。

子どもの虐待防止を主眼に 2016 年改正され、2017 年から施行された児童福祉法では、子どもの権利条約の理念に基づき家庭養育優先の原則がはじめて国内法に明文化された。これを機に、10 年余にわたる里親研究会の活動を振り返り、今後の課題を捉

え直すことを本研究の目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

2006年からはほぼ残されている里親研究会の毎月の定例会の報告書を時系列に並べて整理し、話題と提供者の所属・肩書、話の概要、報告書記録者のコメント、参加者名簿などをデータとして、いくつかの項目について質的に分析しようと試みている。

## 3. 倫理的配慮

早稲田大学「人を対象とする研究に関する倫理規程」に則って活動しており、調査は研究倫理委員会の承認（No.2016-179）を得て実施している。

## 4. 研究結果

詳細についてはなお分析中であるが、活動の特性として次の諸点を確認した。

- 1) 子どもは保護の対象でなく、権利の主体であると謳う子どもの権利条約を活動の基盤に据えて活動してきた。
- 2) 愛着形成不全から生じる里子養育上の困難を様々な里親さんや支援者からお聞きし、愛着理論やソーシャルネットワーク理論、ペアレントトレーニング等に関する文献講読により、理解に努めてきた。
- 3) 里子の抱える“存在の不安”への対処法として、ライフストーリーワークへの関心は初期から高く、里親研代表の大学院生はじめ多くのメンバーが英国のBAAF(British Association for Adoption and Fostering)などから学び、日本の風土に適合した形で普及させたいと努めてきた。
- 4) 所沢キャンパスの川名研究室を拠点に、学生メンバーが各自の特性を活かして学内活動を行ない、その成果を早稲田キャンパスで開催する定例会で発表する形を数年間

とっていた。2009年ごろから定例会に話題提供者をお呼びすることが多くなり、里子里親、養子養親、ファミリーホームのホーム長や補助者、児童相談所の職員、乳児院や児童養護施設の職員、子ども支援のNPOスタッフ、弁護士、他大学の教員などから多彩なお話を聞きながら交流してきた。

5) 当事者団体の全国大会で「子ども自身の声を聴く」分科会を受け持ったり、学習ボランティアや家庭教師として里親家庭に出向き、その体験を卒論や修士論文にまとめたりする学生が多かった。

6) 他大学の教授からご提案いただき、保育士養成課程の学生と連携して、定例会出席者のニーズに応える保育体制を工夫してきた。

7) 里親研出身の学生の中から、児童養護施設職員、家庭裁判所調査官、法務教官、福祉職採用の地方公務員（児童福祉司など）、弁護士など子ども支援に関わる専門職を輩出するようになった。

## 5. 考 察

上記のような結果に対し、各々の項目別に反省と対処を考察したい。

1) 子どもの権利条約がわが国では浸透しておらず、名称は知っているが内容までは知らないという別の調査結果（中川、2017）に基づき、保育士や看護師など子ども支援の専門職の養成校で、イラスト、絵本などの教材を用いて普及啓発する活動に取り掛かっている。

2) 2009年以降、学外のメンバーとの交流の場である定例会に主力を注ぎ、学内の文献講読などの研究活動がおろそかになっていたことに気づかされたので、原点に還り

たい。

3) ライフストーリーワーク (LSW) の研究や実践は年々盛んになっているので、これまでに培ってきた LSW 交流会などの人脈を活かして、いっそう取り組みを強化したい。

4) 話題提供者の一覧表 (簡単なプロフィール付き) を作成して、運営を担う学部ゼミ生に選択肢を提示し、呼びたい人を一緒に選ぶようにしたことにより、積極的にかかわる姿勢が見えてきた。

5) 当事者団体の全国大会で分科会を担う伝統が、種々の理由で中断している。復活を図りたい。

6) 他大学の保育士養成課程の学生との連携

が途絶え、保育体制の維持が困難になっている。保育士資格を持っている社会人学生などの内部資源も活用し、復活したい。

7) 里親研出身の学生は、共感的に理解できる態度が身につけているので、専門職に就いたら勿論のこと、専門職以外の職業に就いても、社会的養護の子どもたちや、子どもの権利条約の味方として働いてくれると期待できる。

※本稿の詳細な内容は、第 65 回日本社会福祉学会 (2017 年 10 月 21 - 22 日、首都大学東京) において発表予定である。

## 【Ⅱ. 子どもの権利啓発用絵本『はじめまして、子どもの権利条約』の効果の研究】

### 1. 研究の背景と目的

スウェーデンにおける現地インタビュー調査により、里親、児童福祉関係者らが子どもの権利条約を理解し、子どもの権利基盤型の養育や子ども支援を実践していることを確認した。また早稲田大学里親研究会における里親・児童福祉関係者のお話から、日本の社会的養護において、子どもの最善の利益の保障のための子どもの権利を基盤とした養育・子ども支援が十分ではないという課題が見えてきた。そこで子どもの権利を包括的に規定している子どもの権利条約の子ども支援者への普及啓発が必要と考え、1990 年に子どもの権利条約普及のためにスウェーデンで発行された小冊子のイラ

ストを使用して、日常生活で関係の深い 17 の条文を紹介した、子ども支援者を対象とした子どもの権利条約の普及啓発用絵本『はじめまして、子どもの権利条約』(川名ら、2017) を編集・刊行した。この教材の使用が子ども支援者の条約の理解度や子どもとの接し方にどのような効果を与えるかを、患者の疼痛や理解度の評価に用いられるビジュアルアナログスケール (VAS) を用いて検討した。

### 2. 方法

(1) 対象 : A 市総合療育センターに勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 18 名 (①介入群 9 名、②統制群 9 名)。平均年齢は介入群 35.9 歳、統制群 31.9 歳、平

均療育経験年数は介入群 4.2 年、統制群 4.7 年であった。

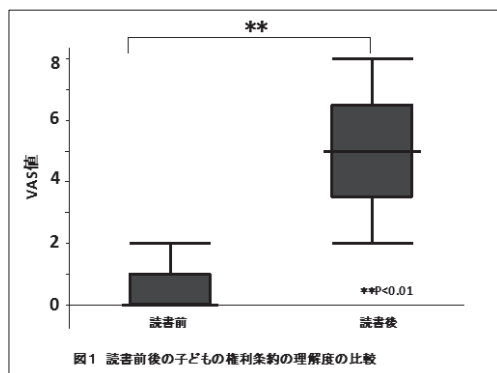
(2) 方法：介入群、統制群ともに評価初日と 3 日後に①子どもの権利条約の理解度、②子どもの権利条約の学習意欲、③子どもと接する際の子どもの権利の意識度、④子どもの権利条約を広報する意識について評価するため 10 段階の等間隔の目盛りを配した VAS を実施した。

介入群には初回評価終了後に『はじめてまして、子どもの権利条約』の読書を 1 回以上課した。分析には統計ソフト JSTAT を使い、初回評価と最終評価時の VAS 値を Wilcoxon の符号付順位和検定により比較した。介入群と統制群の VAS 値の変化幅の比較には、Mann-Whitney の U 検定を用いた。

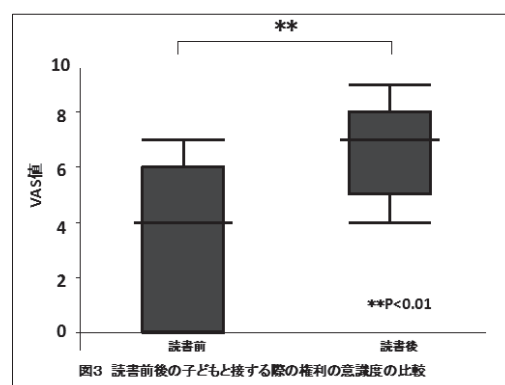
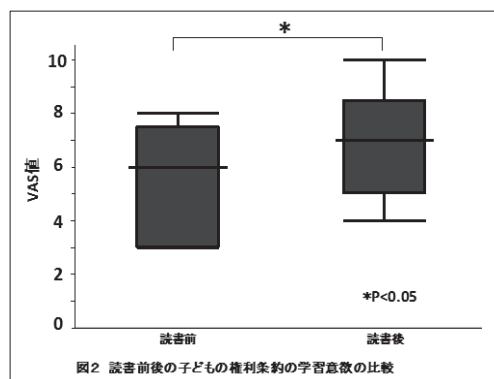
### 3. 結果

(1) 絵本教材を用いた介入による子ども支援職の変化

9 名の子ども支援職である療育施設職員の絵本教材の読書前後の VAS 値の変化を図 1～図 3 に示す。



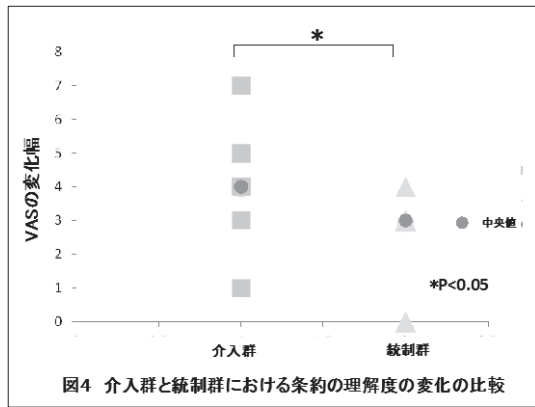
絵本教材の読書後は読書前に比べて、①条約の理解度 ②条約の学習意欲 ③子どもと



接する際の子どもの権利の意識度が有意に向上した。

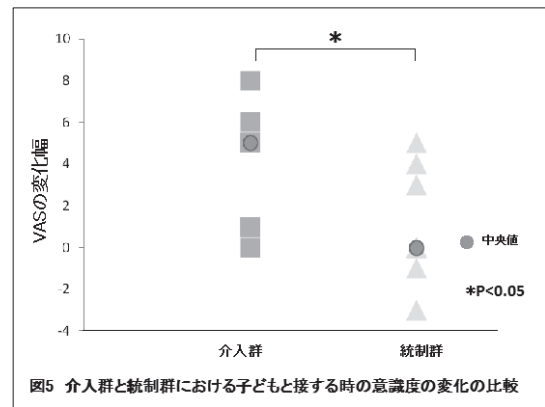
(2) 統制群との比較

18 名の子ども支援職について、絵本教材の読書を実施した介入群と統制群（教材の読書なし群）の 3 日後の条約の理解度等の比較を行なった。統制群と比較して、絵本教材の読書により、条約の理解度、子どもと接する際の子どもの権利の意識度が有意に向上した（図 4、図 5）。



#### 4. 考察

本研究では、絵本教材の読書効果として3日後という短期間の効果の検討であったが、絵本教材の読書により子ども支援職の条約の理解度、条約の学習意欲、子どもと接する際の子どもの権利の意識度は有意に向上しており、私たちが意図した里親や児童福祉関係職といった子どもを支援する大人への子どもの権利条約の普及や意識啓発のための研修教材となりうる可能性が示唆された。条約を広報する意識の向上については絵本教材の読書前後で有意な向上が見られなかったのは、条約の理解が不十分な状態で他者に条約を広報していくことは困難と感じていることが考えられる。また統制群との比較において教材の読書群が、子どもと関わる際の子どもの権利の意識度の



変化幅が有意に向上した結果から、絵本教材で学ぶことで子ども支援職の権利基盤型子ども支援を促すことが可能であると考えられる。

#### 5. 今後の課題

本研究は、療育施設職員に限定した子ども支援職についての絵本教材の使用効果の検討であったが、今後、対象者数および対象職種を拡大し、多様な子ども支援者を対象として子どもの権利を基盤とした養育・子ども支援について、絵本教材の効果を詳細に分析できると考える。また絵本教材の読書の短期効果だけでなく中・長期的な効果について検討することが今後の課題である。

### 【Ⅲ. 社会全体への子どもの権利条約の普及活動】

#### 1. 研究の背景と目的

スウェーデンにおける現地インタビュー調査により、児童福祉関係者のみならず、社会全体の子どもの権利への関心の高さと「子どもの権利条約」の認知度の高さを確認した。

日本国内でもリーフレットの発行などで「子どもの権利条約」の普及啓発が行なわれているが、国連子どもの権利委員会から、条約の普及啓発や広報について再三勧告をうけているように認知度は高いとは言えない。研究Ⅲでは、社会全体の子どもの権利についての普及啓発を目的として、前述した子どもの権利条約の普及啓発絵本『はじめまして、子どもの権利条約』（川名ら、2017）で使用したスウェーデン画家のイラストと子どもの権利条約の説明パネルを展示したイラスト展を京都府庁で開催した。そのイラスト展で寄せられた感想の分析から、社会全体への子どもの権利条約の普及啓発として、イラスト展というアプローチがどのような効果があるかについて考察する。

#### 2. 方法

2017年3月25日～4月2日の9日間、京都府庁の観桜祭の一環として開催されたイラスト展において質問紙を配布し、60名から回収した。質問項目は、①条約をどの

程度知っているか、②条約の学習経験、③イラスト展の感想（自由記述）、④今後の条約の学習意欲、⑤今後、子どもの権利擁護についてできること（自由記述）であった。

#### 3. 結果

##### (1) 回答者の属性

60名の回答者の年齢層は、60歳代が約30%と最も多く、次に40歳代が20%で、女性が全体の7割以上を占めた。

##### (2) 回答者の子どもの権利条約の認知度

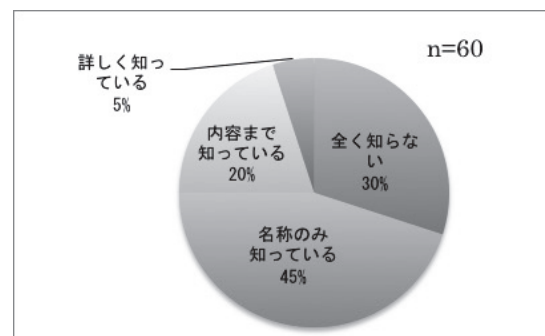


図1 回答者の子どもの権利条約認知状況

回答者は子どもの権利条約について「名称のみ知っている」が45%と最も多く、「全く知らない」の30%を加えると、条約について内容を知らない者が75%であり、質問紙に回答した者の多数は「内容を知らない」状態であったといえる。

##### (3) 子どもの権利条約の学習機会

「条約を知る機会がなかった」が回答者の約半数と最も多く、報道や独学で学んだ

経験をもっていた者が約 15%であり、今回のイラスト展が条約を学ぶ、最初の機会であった者が多いといえる。

#### (4) イラスト展の感想

表 1 イラスト展の感想

|       |         |
|-------|---------|
| とても良い | 85%(51) |
| まあ良い  | 10%(6)  |
| 普通    | 3%(2)   |
| やや悪い  | 0%(0)   |
| 悪い    | 0%(0)   |
| 無回答   | 2%(1)   |

イラスト展の感想は、5 件法と自由記述を質問項目に設定した。「とても良い」が 85%であり、「やや悪い」、「悪い」という回答は 0 名であった。

感想の自由記述は多岐にわたり、別に設置した感想ノートには、子どもの来場者自身の考えた子どもの権利が記入され、子どもの権利のイラストを描いた子どももいた。感想の自由記述部分を整理すると、①「イラストの美しさに対する単純な感動」②「子どもの権利をイメージしやすく心に響いた」③「子どもと一緒に学ぶ人権教材としての可能性を感じる」④「子どもの権利条約の広報・普及啓発活動の促進を求める」⑤「子どもの権利や子どもの環境について関心を持つきっかけになった」の 5 つの概念に分類された（表 2）。

表 2 イラスト展の感想の概念

|     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 概念1 | イラストへの単純な感動                 |
| 概念2 | イラストから子どもの権利をイメージしやすく心に響いた  |
| 概念3 | 子どもと学ぶ人権教育の教材としての可能性を感じる    |
| 概念4 | 子どもの権利条約の広報・普及啓発活動の促進を求める   |
| 概念5 | 子どもの権利や子どもの環境に関心を持つきっかけになった |

#### (5) 今後の子どもの権利条約の学習意欲

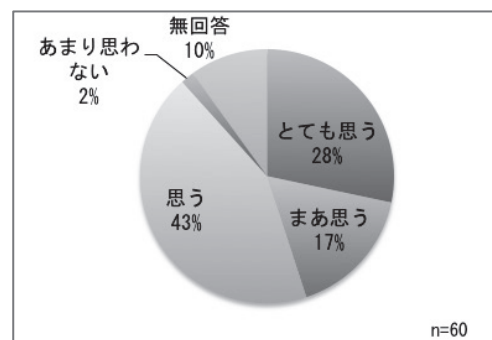


図 2 今後の条約の学習欲求

回答者の 88%が、イラスト展を見た後に、子どもの権利条約を学びたいかという質問に対し、「とても思う」「まあ思う」「思う」と回答した。

#### (6) 子どもの権利擁護のために取り組みたいこと

約半数から子どもの権利擁護のために取り組みたいことについて自由記述が得られ、その内容から、①周囲に子どもの権利を説明したい ②漠然と子どもの権利を守りたい欲求 ③子どもの権利条約への関心を強くもつ ④子どもの権利条約の広報・普及活動を実践する という 4 つの概念が得られた。①の概念が最も多く回答

された。自分の子どもや家族以外にも子どもの権利条約を説明したいと希望しており、自分の子どもの権利のみでなく社会全体の子どもの権利に関心を持っていた。

②の概念は、回答者自身は具体的に実践が思い浮かばないが、イラスト展を見て漠然と子どもの権利を守りたい欲求が生じたという内容であった。③については、イラスト展をきっかけに、今まで内容を知らなかった子どもの権利条約を知り、今後も関心を持ち続けたいという内容であった。

④は少数であったが、勤務先での子どもの権利イラスト展の開催の打診や、イラストが掲載されている絵本教材の図書館への推薦、読み聞かせ会での使用などが具体的に記述されていた。

#### 4. 考 察

イラスト展で展示したイラストは、抽象的な画風であり、あえて条項について詳細な説明文を付けず条項のタイトルのみ表示するという展示方法であったにもかかわらず、イラストが子どもの権利のイメージを喚起させ、子どもの権利を知る必要性を感じたという記述が多数あったことは、今回使用したイラストで構成された子どもの権利絵本『はじめまして、子どもの権利条約』が子ども支援者のみでなく、一般の大人を対象として、子どもと一緒に学ぶための子どもの権利条約の普及啓発教材として十分活用できる可能性を感じた。

また、イラスト展の来場者が子どもの権利条約について学習経験も少なく、条約の認知度が高いとはいえないにもかかわらず、子どもの権利や条約について知っておく必要性を感じるにとどまらず、条約の学習意欲が高まり、周囲への子どもの権利の説明といった子どもの権利を普及啓発するための実践に自発的に取り組む意欲も喚起できた結果から、社会全体への子どもの権利擁護の普及啓発のために、今回実施したイラスト展というアプローチは効果的であることが示唆された。

また、今回のイラスト展を契機に、子どもの権利擁護や子どもの権利条約に関心や学習意欲をもった者、自発的な条約の普及啓発の活動を望む者に対して、私たちが今後取り組むべきことについて考察していきたい。

最初にイラスト展に来場した直後が、子どもの権利条約への関心や学習意欲が高まる時期であり、実際の学習実践につなげていくために、イラスト展会場で、具体的にこのような教材や支援団体のホームページで子どもの権利擁護や条約について学ぶことができるという学習方法をパネル等で提示していき、同時にイラスト展の会期中に子どもの権利擁護に関するワークショップを開催することも必要と考える。

また、自発的に条約の普及・啓発活動を望む者には、全国の個人・団体の子どもの



権利擁護に関する実践の紹介や、研究室と連携した具体的な活動の支援（例えばイラスト展の共催）などが必要と考える。

絵本教材の出版と京都でのイラスト展を機会に、全国各地で、今回展示したイラスト

トを使用した子どもの権利の普及啓発のためのイラスト展の開催が実現しつつある。本研究で課題となった研修やワークショップなどの取組みを併行しながら、さらに拡充していきたい。

#### 【IV. まとめ】

1) スウェーデンの現地調査(2010年、2015年)で、里親や子ども支援職の権利基盤型アプローチが実践され効果をあげていることが確認できた。また一般社会の子どもの権利への関心の高さも確認することができた。

2) 一方日本国内の社会的養護関係者においては、子どもの権利を基盤とした養育や子ども支援がまだ不十分であることが、研究Ⅰで早稲田大学里親研究会の2005～2017年の10余年の活動をまとめることにより浮かび上がった。

3) 私たちは、研究Ⅱで子ども支援職への、子どもの権利基盤型アプローチの普及啓発のために絵本教材について検討し、『はじめまして、子どもの権利条約』を用いるこ

とで「条約の理解度」「条約の学習意欲」「子どもの権利を意識した子どもとのかかわり」が高まる可能性があることを確認した。

4) 研究Ⅲでは、一般社会への子どもの権利の普及啓発を目的に開催したイラスト展「絵本から見る子どもの権利～スウェーデンの画家からの贈り物～」の来場者の感想の分析から、子ども支援職以外の大人や子ども自身においても、子どもの権利への関心が高まり、子どもの権利擁護に関する自発的行動が促進される可能性を確認した。

謝辞：明治安田こころの健康財団の2016年度研究助成をうけて、以上の研究活動を実施したことを報告し、心から感謝申し上げます。